

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 河北町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（河北町）
 - ・河北町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（河北町）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（河北町、事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（河北町）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（河北町）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、町民や来訪者への普及啓発（事業者、河北町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（河北町、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・町内全戸配布（河北町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の河北町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・河北町目標値（目標年度 R6 年度末）
県外 869 人、県内 2,451 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の河北町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・河北町の目標値（目標年度 R6 年度末）
0.77 回／人（直近年度の実績 14,267 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の河北町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 0 円）
 - ・河北町目標値（目標年度 R6 年度末）
路線バス：7,500 千円（直近年度の実績 7,567 千円）
コミュニティバス：18,100 千円（直近年度の実績 18,145 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
東根線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：8,500 人以上（直近年度の実績 8,484 人）
東根線の収支率：9.68%以上（直近年度の実績 9.55%）
東根線への河北町負担額 7,426 千円（直近年度の実績 7,526 千円）
- 事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、河北町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るバス路線について、その運行に係る費用総額 25,712 千円のうち、河北町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、東根線への上記河北町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する河北町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和2年度> ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決 等 ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論 ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論 ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論 ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論 <令和3年度> ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和2年度> 山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会 ・令和2年10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理 ・令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理
○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会 ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答
10. 利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により河北町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本町では、地域住民の代表にて構成される会議等で、利用者の意見を運行計画に反映している。

1 1 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 河北町谷地戊81番地

(所 属) まちづくり推進課

(氏 名) 後藤 洋介

(電 話) 0237-73-2116

(e-mail) kankyo@town.kahoku.yamagata.jp

kankyo@town.yamagata-kahoku.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	まぐらんほ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回		路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	②
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	さくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回		路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	まくらんぼ産直駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	365日	1833回		路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
河北町	株式会社葉山タクシー	(1) 東根線	河北町役場	まくらんぼ東根駅	河北町役場	往 12.8 km 復 12.8 km	364日	1833回		路線定期運行	①	べに花温泉で補助対 象地域間幹線系統寒 河江河北線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回					
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

河北町路線バス時刻表

(令和3年4月1日改正)

北部線					
西回り			東回り		
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
役場	10:20	12:10	14:10	16:29	
どんがホール前	10:21	12:11	14:12	16:31	
ひな産直センター前	10:24	12:14	14:15	16:34	
べに花温泉	10:25	12:15	14:19	16:38	
河北病院	10:30	12:20	14:20	16:39	
河北中学校前	10:33	12:23	14:24	16:43	
役場	10:35	12:25	14:25	16:44	
細谷医院前	10:36	12:26	14:26	16:45	
ひな市通り東	10:37	12:27	14:27	16:46	
下工	10:39	12:29	14:32	16:51	
サハトベに花	10:40	12:30	14:35	16:54	
給食センター	10:43	12:33	14:38	16:57	
紅花資料館	10:44	12:34	14:39	16:58	
弥勒寺	10:46	12:36	14:40	16:59	
松田商店	10:48	12:38	14:41	17:00	
岩木観音口	10:50	12:40	14:45	17:04	
岩木枝	7:07	10:53	12:43	14:47	17:06
笹本	7:08	10:54	12:44	14:48	17:07
大道端	7:09	10:55	12:45	14:49	17:08
新吉田	7:11	10:57	12:47	14:52	17:11
岩木根	7:15	11:01	12:51	14:54	17:13
農協北谷地支所	7:16	11:02	12:52	14:56	17:15
清籠寺	7:17	11:03	12:53	14:58	17:17
改目公民館	7:18	11:04	12:54	14:59	17:18
押切	7:22	11:07	12:57	15:02	17:21
海老鷺温泉	7:20	11:15	12:56	15:05	17:24
ひな市通り東	7:21	11:16	12:57	15:06	17:25
細谷医院前	7:22	11:17	12:58	15:07	17:26
どんがホール前	7:23	11:19	12:59	15:08	17:27
ひな産直センター前	7:27	11:26	13:02	15:12	17:31
河北病院	7:32	11:31	13:07	15:17	17:36
河北中学校前	7:35	11:34	13:10	15:20	17:39
役場	7:37	11:32	13:08	15:22	17:41

【各種料金】

- 乗車料金 : 全路線共通 **200円** (高校生以下 100円)
- 回数券(11回券) : **2,000円** (高校生以下 1,000円)
- 定期券 : 1ヵ月定期券 **7,900円** (高校生以下 3,500円)
- 3ヵ月定期券 **19,950円** (高校生以下 9,980円)
- 6ヵ月定期券 **37,800円** (高校生以下 18,900円)

●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は各種手帳、満75歳以上の方は後期高齢者医療被保険者証等の年齢のわかるものを運転手にご提示いただけますと**上記料金の半額**で乗車できます。

●回数券は「車内と役場 環境防災課」、定期券は「役場 環境防災課」にて、それぞれお求めになれます。

●「他市町路線バス及び山交バス」では、河北町の回数券及び定期券は、使えません。

●「他市町村路線バス及び山交バス」の料金等については、直接お問い合わせください。

【運休日】

- 北部線・西武線・南部線・東部線……………土日祝日
- 東根線 平日便……………平日のみ運行
- 土日祝日便……………元旦を除く土日祝日のみ運行

注) 東根市民バス河北線のべにばな温泉停留所は、ひな産直センター西側道路沿いにありますのでご注意ください。

西部線					
東回り			西回り		
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
岩木観音口	7:18	11:05	14:52	18:39	
松田商店	7:20	11:07	14:54	18:41	
弥勒寺	7:22	11:09	14:56	18:43	
紅花資料館	7:24	11:11	14:58	18:45	
高根	7:27	11:14	15:01	18:48	
田植えりりの里南所駅	7:31	11:18	15:05	18:52	
両所島	7:32	11:19	15:06	18:53	
天満	7:37	11:24	15:11	19:02	
治部橋	7:38	11:25	15:12	19:03	
中島	7:39	11:26	15:13	19:04	
白山神社前	7:44	11:31	15:18	19:09	
白山堂	7:46	11:33	15:20	19:11	
塩之湖	7:47	11:34	15:21	19:12	
入倉	7:48	11:35	15:22	19:13	
造山	7:50	11:37	15:24	19:15	
畑中	7:53	11:40	15:27	19:18	
下横	7:55	11:42	15:29	19:20	
要書	7:56	11:43	15:30	19:21	
河北中学校前	8:00	11:47	15:34	19:25	
河北病院	8:03	11:50	15:37	19:28	
ひな産直センター前	8:04	11:51	15:38	19:29	
べに花温泉	8:08	11:55	15:42	19:33	
どんがホール前	8:12	11:59	15:46	19:37	
役場	8:13	12:00	15:47	19:38	

南部線			
停留所名	1便	2便	3便
役場	13:15	17:33	
どんがホール前	13:16	17:34	
河北中学校前	13:19	17:37	
河北病院	13:22	17:40	
ひな産直センター前	13:26	17:44	
べに花温泉	13:27	17:45	
杉の下	13:31	17:49	
日下部商店	13:33	17:51	
今田商店	13:35	17:53	
研修センター	7:31	13:37	17:55
城址公園	7:32	13:38	17:56
丹野園	7:34	13:40	17:58
舟戸	7:38	13:44	18:02
溝延南口	7:41	13:47	18:05
研修センター	7:43	13:48	18:06
今田商店	7:44	13:50	18:08
日下部商店	7:46	13:52	18:10
杉の下	7:48	13:54	18:12
ひな産直センター前	7:52	13:57	18:16
べに花温泉	7:52	13:58	18:16
河北病院	7:57	14:03	18:21
河北中学校前	8:00	14:06	18:24
どんがホール前	8:03	14:09	18:27
役場	8:04	14:10	18:28
細谷医院前	8:05	14:11	18:29
ひな市通り東	8:06	14:12	18:30
下工	8:08	14:14	18:32
サハトベに花	8:09	14:15	18:33
役場	8:14	14:20	18:38



(裏面にも他市町路線バス及び山交バスの時刻表を記載しております。)

東根線									
停留所名	平日便					土日祝日便			
	1便	2便	3便	4便	5便	1便	2便		
役場	5:57	9:02	12:54	14:51	17:47	19:06	7:06	12:59	17:47
どんがホール前	5:58	9:03	12:55	14:52	17:48	19:07	7:07	13:00	17:48
南部小学校前	6:01	9:06	12:58	14:55	17:51	19:10	7:10	13:03	17:51
ひな産直センター前	↓	9:07	12:59	14:56	↓	↓	↓	13:04	↓
べに花温泉	6:03	9:08	13:00	14:57	17:53	19:12	7:12	13:05	17:53
河北病院	↓	9:13	13:05	15:02	17:58	↓	7:17	13:10	17:58
がらつとびあ(道の駅)	↓	9:17	13:09	15:06	18:02	19:17	7:21	13:14	18:02
山王	↓	9:19	13:11	15:08	18:04	19:19	7:23	13:16	18:04
藤助新田中	↓	9:21	13:13	15:10	18:06	19:21	7:25	13:18	18:06
藤助新田東	↓	9:22	13:14	15:11	18:07	19:22	7:26	13:19	18:07
羽入	↓	9:25	13:17	15:14	18:10	19:25	7:29	13:22	18:10
野田	↓	9:27	13:19	15:16	18:12	19:27	7:31	13:24	18:12
三ツ屋	↓	9:28	13:20	15:17	18:13	19:28	7:32	13:25	18:13
野田中央	↓	9:29	13:21	15:18	18:14	19:29	7:33	13:26	18:14
さくらんぼ東根駅	着6:20	着9:35	着13:27	着15:24	着18:20	着19:35	着7:39	着13:32	着18:20
	発6:30	発9:40	発13:32	発15:29	発18:25	発19:40	発7:49	発13:37	発18:25
一本木中央	6:32	9:42	13:34	15:31	18:27	19:42	7:51	13:39	18:27
まなびあテラス	6:33	9:43	13:35	15:32	18:28	19:43	7:52	13:40	18:28
野田中央	6:41	9:51	13:43	15:40	18:36	19:51	8:00	13:48	18:36
野田	6:42	9:52	13:44	15:41	18:37	19:52	8:01	13:49	18:37
三ツ屋	6:43	9:53	13:45	15:42	18:38	19:53	8:02	13:50	18:38
羽入	6:45	9:55	13:47	15:44	18:40	19:55	8:04	13:52	18:40
藤助新田東	6:48	9:58	13:50	15:47	18:43	19:58	8:07	13:55	18:43
藤助新田中	6:49	9:59	13:51	15:48	18:44	19:59	8:08	13:56	18:44
山王	6:51	10:01	13:53	15:50	18:46	20:01	8:10	13:58	18:46
がらつとびあ(道の駅)	↓	10:03	13:55	15:52	18:48	20:03	8:12	14:00	18:48
サンゴボラス河北前	6:54	10:05	13:57	15:54	18:50	20:05	8:14	14:02	18:50
河北病院	6:57	10:08	14:00	15:57	18:53	↓	8:17	14:05	18:53
河北中学校前	7:00	10:11	14:03	16:00	18:56	↓	8:20	14:08	18:56
役場	7:03	10:14	14:06	16:03	18:59	20:11	8:23	14:11	18:59

【フリー乗降制度について】

停留所に限らず、路線内どこでも乗り降りできます!

(国道287号中央分離帯設置箇所は除きます。)

※「他市町路線バス及び山交バス」は、河北町内ではフリー乗降はしていません。



【乗降のしかた】

- 乗車の際は、運転手にわかるように手を上げるなど合図をしてください。
- 降車の際は、運転手に声をかけてください。
- ※事故防止のため急停車はできませんので、ご了承ください。
- ※道路状況や悪天候、その他の事由により遅れる場合があります。

※河北町路線バスの定員は9人でジャンボタクシータイプになります。
※各路線の「ひな産直センター前」へは1月1日から1月3日は停車しません。

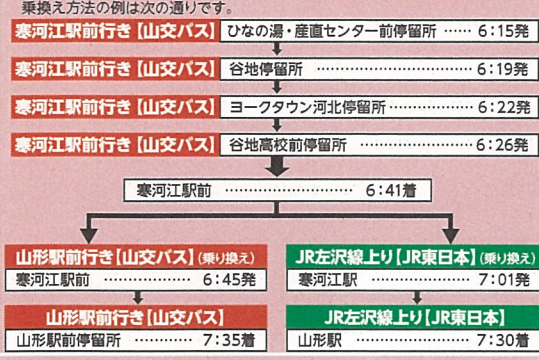
【問い合わせ先】

＜河北町営路線バス＞
環境防災課生活環境係

電話：0237-73-2116

他市町路線バス及び山交バス時刻表 (令和3年4月1日改正)

〔平日朝の寒河江・山形方面へのアクセスには山交バスをご利用ください。〕
乗換え方法は次の通りです。



山交バス				
ひなの湯・産直センター前・寒河江駅前→山形駅前				
平日便	①	②	③(特)	④
ひなの湯産直センター前	5:30	6:15	6:48	7:20
南部小学校前	5:31	6:16	6:49	7:21
鈴木内科医院前	5:32	6:17	6:50	7:22
谷地新町	5:33	6:18	6:51	7:23
谷地	5:34	6:19	6:52	7:24
長森	5:34	6:19	6:52	7:24
跡 藤 前	5:35	6:20	6:53	7:25
ヨークタウン河北	5:37	6:22	6:55	7:27
安業寺前	5:38	6:23	6:56	7:28
サハトベに花	5:39	6:24	6:57	7:29
谷地所 西	5:40	6:25	6:58	7:30
谷地高校前	5:41	6:26	6:59	7:31
谷地若葉町	5:42	6:27	7:00	7:32
河北病院西口	5:43	6:28	7:01	7:33
下 横	5:44	6:29	7:02	7:34
畑 中	5:45	6:30	7:03	7:35
通 山	5:46	6:31	7:04	7:36
下 河	5:47	6:32	7:05	7:37
下 三	5:48	6:33	7:06	7:38
石 川	5:49	6:34	7:07	7:39
総合支庁前	5:50	6:35	7:08	7:40
文化センター前	5:51	6:36	7:09	7:41
西 根 口	5:52	6:37	7:10	7:42
寒河江市役所前	5:52	6:37	7:10	7:42
新 町 角	5:52	6:37	7:10	7:42
中央通り	5:53	6:38	7:11	7:43
寒河江駅前(発)	5:56	6:41	7:17	7:48
寒河江駅前(発)	6:00	6:45	7:17	8:00
山形駅前	6:42	7:35	7:55	8:50

(特) 特急山形駅前行き(山形自動車線経由)

東根市市民バス		
運休日:土日祝日・12月31日~1月3日		
河北線		
停留所名	1便	2便
さくらんぼ東根駅	7:07	16:35
野田中央	7:11	16:39
野田	7:12	16:40
三ツ屋	7:14	16:42
羽 入	7:16	16:44
藤助新田東	7:18	16:46
藤助新田中	7:19	16:47
藤助新田西	↓	↓
サンコーポラス河北前	7:25	16:53
県立河北病院	7:27	16:55
河北中学校	7:30	16:56
どんがホール前	7:32	16:58
南部小学校前	7:34	17:00
べにばな温泉	7:35	17:01
藤助新田東	7:40	17:06
藤助新田中	7:41	17:07
藤助新田西	7:42	17:08
羽 入	7:44	17:10
三ツ屋	7:45	17:12
野田	7:47	17:14
野田中央	7:48	17:15
郡山東	7:50	↓
まなびあテラス	7:59	↓
一本木中央	8:01	↓
さくらんぼ東根駅	8:02	17:21

※朝の1便目が通学に便利な時間帯になっております。

村山市市営バス					
運休日:土日祝日・12月31日~1月3日					
富並~河北病院線					
停留所名	1便	2便	停留所名	3便	4便
大高根保育園	-	9:00	谷地待合所	13:10	16:50
富並小学校前	-	9:01	河北中学校	13:11	16:51
富並	-	9:02	河北病院	13:12	16:52
深 沢	-	9:05	谷地高校前	13:15	16:55
長 島	-	9:08	サハトベに花	13:17	16:57
宮下口	-	9:09	清 龍 寺	13:19	16:59
白 鳥	7:40	9:10	羽根田医院前	13:24	17:04
土海在家	7:42	9:12	下	13:26	17:06
戸沢小学校	7:44	9:14	戸沢小学校	13:27	17:07
福 下	7:45	9:15	土海在家	13:29	17:09
羽根田医院前	7:47	9:17	白 鳥	13:31	17:11
清 流 寺	7:52	9:22	宮下口	13:32	17:12
サハトベに花	7:54	9:24	長 島	13:33	17:13
谷地高校前	7:56	9:26	深 沢	13:36	17:16
河北病院	7:59	9:29	富並	13:39	17:19
河北中学校	8:00	9:30	富並小学校前	13:40	17:20
谷地待合所	8:01	9:31	大高根保育園	13:41	17:21

西川町営路線バス				
運休日:土日祝日・8月13日~8月16日				
道の駅にしかわ・寒河江駅線				
停留所名	1便	2便	停留所名	3便
道の駅にしかわ	7:30			
網取不動尊	7:32			
上 岡 沢	7:33			
岡 沢	7:35			
交遊センター前	7:36			
太 郎	7:37			
町立病院前	7:38			
西川町役場前	7:39			
海 味	7:41			
陸 合	7:42			
北 梅 沢	7:43			
石 田	7:44			
熊 野	7:45			
宮 内	7:46			
上 野 口	7:47			
上 野	7:48			
三 津 家	7:49			
福祉センター前	7:50			
琴 入 口	7:51			
白岩八幡神社前	7:51			
白 岩	7:52			
白 岩 新 町	7:52			
廣西中学校前	7:53			

運休日:土日祝日・8月13日~8月16日				
羽前高松駅・県立河北病院線				
停留所名	1便	2便	停留所名	3便
羽前高松駅	7:55			
高松駅前	7:56			
高松口	7:57			
道生口	7:58			
豊 岡	7:59			
一 里 塚	8:00			
天 満 口	8:01			
両 所 口	8:02			
根 藤 口	8:02			
白 山 堂	8:03			
松 橋	8:05			
県立谷地高校前	8:05			
若 葉 町	8:06			
県立河北病院	8:08			

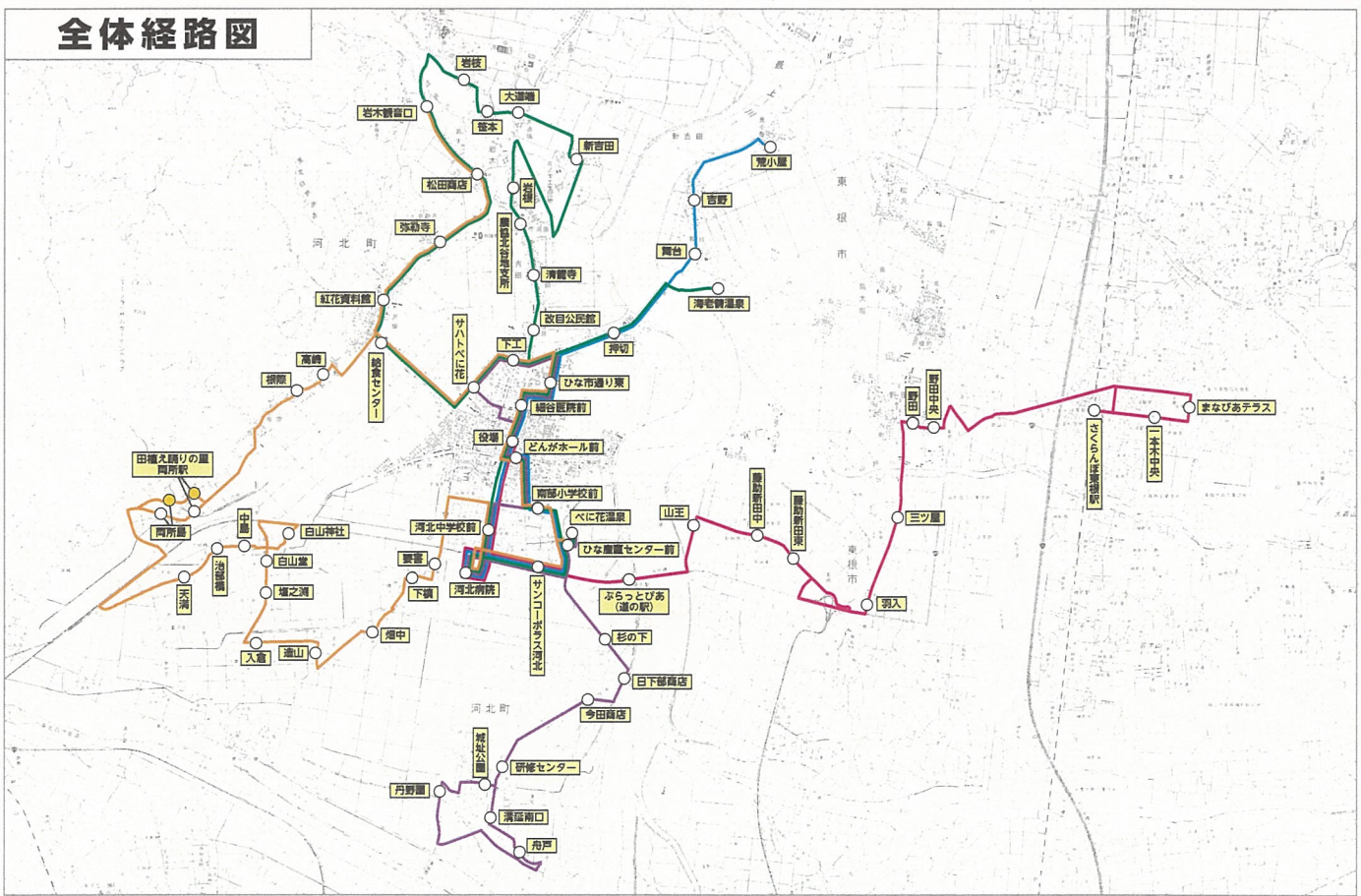
羽前高松駅での乗り換えは不要です。

他市町村路線バス及び山交バスに関する詳細に関しては各問い合わせ先へご確認ください。

問い合わせ先

- <河北町営路線バス> 環境防災課生活環境係 **電話:0237-73-2116**
- <東根市市民バス> 東根市生活環境課市民生活係 **電話:0237-42-1111**
- <村山市市営バス> 村山市市民環境課生活環境係 **電話:0237-55-2111**
- <西川町営路線バス> 西川町市民福祉課市民生活係 **電話:0237-74-4118**
- <山交バス> 山交バス寒河江営業所 **電話:0237-86-2181**

バス運行経路図



全体経路図

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	河北町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	13,431
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

321 西村山郡河北町 Nishimurayama-gun Kahoku-cho

